

盛岡市サイクリングターミナル条例の制定について

平成12年2月21日
産 業 部

1 趣旨

盛岡市都南サイクリングターミナルの所有者である財団法人自転車道等安全施設整備促進協会は、平成11年度をもって解散し、施設の所有権が盛岡市に無償譲渡される予定であることから、盛岡市都南サイクリングターミナルを公の施設として設置しようとするものである。

2 盛岡市都南サイクリングターミナル

(1) 目的

自転車を貸し付け、及び宿泊、集会等のための施設を提供することにより、市民の体力の増進及び青少年の健全育成を図り、もってスポーツの振興に寄与する。

(2) 位置

盛岡市湯沢1地割1番地41

(3) 施設の概要

竣 工 年 月 昭和59年3月

構 造 鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建

延 床 面 積 1,254.87㎡

宿泊収容人数 50名

1階 玄関・ロビー・事務室・研修室・浴室等

2階 客室(和室11室、洋室2室、広間)等

地下 自転車格納庫

自 転 車 95台

(4) 使用料の額

(単位：円)

区 分	宿泊(1人1泊につき)			休憩(1人につき)		自転車 (1時間)
	洋 室	和室(A)	和室(B)	和室	広間	
一 般	3,400	2,900	2,600	1,100	400	100
中学校生徒	3,100	2,700	2,400	800	300	100
小学校児童	2,600	2,200	2,000	500	150	50

区 分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時
研 修 室	3,000	4,000	4,500

(5) 管理方法

委託方式(委託先：財団法人盛岡市都南自治振興公社)

3 施行日

別に規則で定める